第一種大規模小売店舗立地法特例区域及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域について

中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号）第３６条第１項及び第５５条第１項の規定により、弘前市に係る第一種及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域を平成２１年６月８日付けで定めましたので、お知らせします。

なお、当該特例区域を定めるにあたって、同法第３６条第９項及び第５５条第４項で準用する同条同項の規定に基づき、当該特例区域の案に対する住民等の意見を求めましたが、意見はありませんでした。

１．第一種大規模小売店舗立地法特例区域の内容

（１）弘前市大字駅前町九の一、九の二、九の三、九の四、九の五、九の六、九の七、九の八、九の九、九の一〇、九の一一、九の一二、九の一三、九の一四、九の一五、九の一六、九の一七、九の一八、九の一九、九の二〇、九の二一、九の二二、九の二三、九の二四、九の二五、九の二六、九の二七、九の二八、九の二九、九の三〇、九の三一、九の三二、九の三三、九の三四、九の三五、九の三六、九の三七、九の三八、九の三九、九の四〇、九の四一、九の四二、九の四三、九の四四、九の四五、九の四六、九の四七、九の四八、九の四九、九の五〇、九の五一、九の五二、九の五三、九の五四、九の五五、九の五六、九の五七、九の五八、九の五九、九の六〇、九の六一、九の六二、九の六三、九の六四、九の六五、九の六六、九の六七、九の六八

（２）弘前市大字駅前三丁目二の一、二の四、二の五、二の六、二の七、二の八

（３）弘前市大字土手町四七の一、四九の一、五六の一、五七の三、五七の四、五九の一、六一の一、六一の三

（４）弘前市大字表町一の一（一部）

（５）弘前市大字大町一丁目一の二、一の六、一の七

（６）弘前市大字土手町七六の一、七六の四、七八の一
弘前市大字山道町二の一、三五、三六の一、三六の三、三七

（７）弘前市大字土手町一〇七の三、一〇九の一、一一三の一

（８）弘前市大字土手町一二六の一、一二六の三
弘前市大字上瓦ケ町一の三
弘前市大字代官町二の二、二の三、二の四、二の六、二の一三、二の一四

（９）弘前市大字一番町七、九

（10）弘前市大字駅前町一二の一、一二の五

（11）弘前市大字土手町一五五の三、一五八の一、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二

（12）弘前市大字土手町六の二、弘前市大字一番町一七の三

（13）弘前市大字百石町三五の一、三六の一、三八の二

２．第二種大規模小売店舗立地法特例区域の内容

（１）弘前市大字若党町三三の二、三六の一、三六の二、三六の五
弘前市大字亀甲町五九の二、五九の三、五九の四、六〇、六三の一